

# 令和5年度埼玉県私立学校学校給食費等保護者等負担軽減事業費補助金交付要綱

制定 令和5年9月28日決裁

## (趣旨)

第1条 埼玉県私立学校学校給食費等保護者等負担軽減事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、埼玉県が、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する、県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（以下「私立学校」という。）における、コロナ禍における物価高騰による学校給食費又は特別支援学校の舎食費における保護者等の急激な負担増加の回避を図ることを目的とする。

## (補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費及び補助対象経費限度額は別表のとおりとし、補助率は当該所要経費の10分の10とする。

- 2 知事は、学校法人に対し、当該学校法人の設置する私立学校が学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食（以下単に「学校給食」という。）又は学校教育法第78条に基づき設置した寄宿舎における食事（以下「舎食」という。）について、物価高騰により、学校給食法第11条第2項の学校給食費又は舎食に要する経費のうち保護者等が負担する経費（以下「舎食費」という。）の値上げを実施する場合に、これに必要な補助対象経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 3 次の各号に該当する学校法人は交付対象としないものとする。ただし、当該各号について、学校法人の設置する特定の私立学校についてのみ該当する場合は、当該私立学校以外の部分についてのみ交付することができる。
  - (1) 文部科学省の「私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助に限る。）」又は埼玉県の「私立学校運営費補助金」において、前年度に不交付若しくは減額等の措置を受けたもの又は当該年度にこれらの措置を受けるもの。
  - (2) 前号に掲げる補助金の交付申請を行っていない学校法人であって、当該補助金の基準等に照らして不交付又は減額等の措置を受けるものに相当する事実があると認められるもの。
  - (3) 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているもの。
  - (4) 借入金の償還が適正に行われていないなど財政状況が健全でないもの。
  - (5) 補助を受ける私立学校の教育条件又は学校法人等の管理・運営が適正を欠くもの。

## (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、交付申請書（様式第1号）及びその他別に定める書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助

金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、交付申請書等の審査を行い、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、必要な条件を付して、速やかに補助金の交付を決定するとともに、当該学校法人に対し、交付決定通知書（様式第2号）により、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用しないこと。
- （2） 補助事業は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに完了すること。
- （3） 学校給食においては、給食委託業者からの物価高騰に係る学校給食費の値上げ要求を受け入れ、かつ保護者等から徴収する給食費の値上げを実施していないこと。ただし、既に学校給食費の値上げを実施していて、徴収した値上げ分の経費を保護者等に返還する場合は補助対象とする。
- （4） 舎食においては、食材費の高騰を理由に舎食費の値上げを決定し、かつ保護者等から徴収する舎食費の値上げを実施していないこと。ただし、既に舎食費の値上げを実施していて、徴収した値上げ分の経費を保護者等に返還する場合は補助対象とする。
- （5） 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。ただし、補助金額に変更をきたすことがないと知事が認める軽微な変更をする場合は、この限りではない。
- （6） 知事が、埼玉県職員をしてこの補助事業について、帳簿、証拠書類及び物件を調査させた場合又は報告を命じた場合は、これに応じること。
- （7） 前号による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと知事が認めて、これに従って遂行

すべきことを命じた場合は、これに応じること。

(8) 前号の命令に違反し、当該補助事業の遂行について一時停止を命じられた場合は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置をとること。

(9) 第4条、次条又は第8条の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告すること。

2 前項に定めるもののほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付すことができる。

(変更承認の申請等)

第7条 補助事業者が前条第1項第5号の規定により補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は前項の変更承認申請書に基づき、変更を承認する場合は、変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該学校法人に対し、その結果を通知するものとする。

(実績報告の提出等)

第8条 補助事業者は補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかについて、書面又は実地により調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第6号)により、当該補助事業者に対してその旨を通知するものとする。

2 補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 第6条第1項第5号ウの補助事業の中止又は廃止の申請があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。

- (5) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (6) この事業の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (7) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

#### (補助金の返還)

- 第11条 知事は、第9条の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 学校法人は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
  - 4 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (加算金及び延滞金)

- 第12条 前条各項の規定に基づく取り消しにより補助金の返還を命じたときは、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した加算金を当該補助金に加えた金額を納付させるものとする。ただし、加算金が1000円未満であるときはこれを支払うことを要しない。
- 2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、延滞金が1000円未満の場合及びやむをえない事情により延滞金が生じた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
  - 3 前項のやむをえない事情により延滞金を免除するためには、補助事業者は、返還を延期させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由などを記載した理由書を知事に提出しなければならない。

#### (書類の整備等)

- 第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

#### (その他)

- 第14条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用

する。

## 別表

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費限度額
小学校又は中学校が実施する学校給食法に規定する学校給食事業	小学校又は中学校がコロナ禍における物価高騰に伴い給食委託事業者から値上げを要求された場合であって、当該学校において保護者負担である学校給食費として値上げを実施することを決定したときの当該値上げ分の経費	値上げ前の給食費等と比較し、値上げ率18%の範囲内を限度額とする。  予算の範囲内とする。
特別支援学校が実施する舎食事業	コロナ禍における物価高騰に伴い、保護者負担である舎食費として値上げを実施することを決定したときの当該値上げ分の経費	値上げ前の給食費等と比較し、値上げ率18%の範囲内を限度額とする。  予算の範囲内とする。